

## 第 2 章 組織及び協力支援体制

## 第1節 組織体制

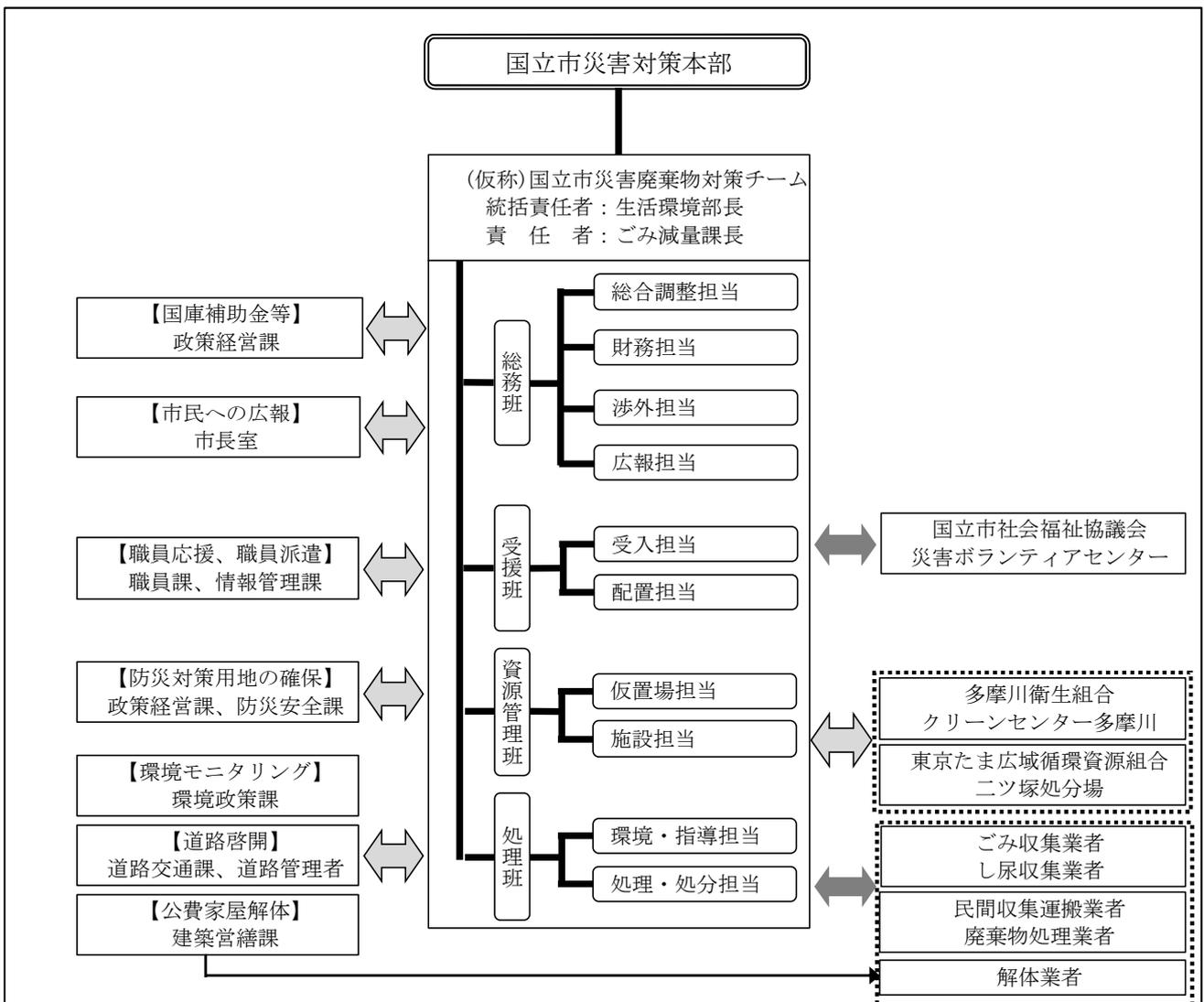
### 1. 内部組織と指揮命令系統

#### (1) 内部組織体制の検討

災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うための内部組織の体制検討に当たっては、『国立市総合防災計画』を基本に組織体制を構築することとし、また、都と連携を密に図るために、『東京都災害廃棄物処理計画』に準じて、都と同様の組織体制である（仮称）国立市災害廃棄物対策チームを災害対策生活環境部内に組織する。なお、災害対策生活環境部は災害対策本部が統括する。

組織する（仮称）国立市災害廃棄物対策チームは生活環境部長を統括責任者、ごみ減量課長を責任者として、ごみ減量課を中心に構成する。

図表 2-1-1 災害廃棄物対策チーム組織体制



#### (2) 各班の業務内容

災害廃棄物処理に係る各班の業務内容を図表 2-1-2 に示す。

平時の廃棄物処理の所管課であるごみ減量課の職員数は21名（職員数は令和2年4月1日現在、再任用職員及び会計年度任用職員を含む）であり、災害時に新たに発生する

災害廃棄物処理業務に対応するためには、他の部署から人的支援を受けることや職員OB等を活用することを検討する必要がある。

なお、各担当に配置する人員の数は、災害規模によっては一人の職員が複数の担当業務に従事することもあるため異なってくるが、業務の負担が大きくなりすぎないように、また、チェック機能が働くように2名以上を配置することとする。

災害時における重点業務は、時間の経過とともに変化するため、処理の進捗に応じた組織体制の見直しも必要である。

通常業務・災害時対応業務の並行作業により、職員の身体的・精神的負荷が増大することが想定されるため、職員のメンタルケアやストレス回避策、交代勤務制度等についてあらかじめ検討する。

発災後における災害廃棄物対応業務の流れや優先順位等は、図表2-1-3に示す時期区分とその特徴を理解・認識して検討する。

図表2-1-2 業務内容と内部組織体制

担当区分		業務概要	関係部署
総務班	総合調整 担当	指揮命令、統括	災害対策本部
		災害対策本部、関係部署との連絡調整	
		各班・担当との連絡調整	
		災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計	
		必要な仮置場の面積や施設の処理能力の把握	
		災害廃棄物処理実行計画の策定	
		災害廃棄物処理全般に関する進行管理	
	財務担当	予算管理（要求、執行）	政策経営課
		業務の発生状況の管理	—
		国庫補助のための災害報告書の作成	政策経営課
	渉外担当	他行政機関との連絡調整、協議、情報提供	—
		その他機関（民間事業者）との連絡調整、協議、情報提供	—
広報担当	市民等への災害廃棄物処理に関する広報	市長室	
	市民からの問合せ、苦情への対応		
	市民等への広報方法の検討		
受援班	受入担当	支援の受入管理（学識経験者、他自治体、事業者団体、災害ボランティア等）、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net） <sup>8</sup> との連携、受援内容の記録	職員課 情報管理課
		配置担当	災害対策本部、関係部署との連絡調整
		災害廃棄物処理業務の人員配置の調整	—
資源管理班	仮置場	仮置場の確保、設置・運営（仮設処理施設の運	政策経営課

<sup>8</sup> 国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者により構成される人的な技術ネットワーク。主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。

	担当	営も含む)、撤去	
		仮置場の環境モニタリング	環境政策課
	施設担当	多摩川衛生組合との相互連携	—
		東京たま広域資源循環組合との相互連携	—
		処理施設の被害状況把握・連絡、施設の補修	建築営繕課
処理施設の被害に応じた施設間調整	—		
処理班	環境・指導担当	民間事業者の指導	—
		不法投棄、不適正排出対策	—
	処理・処分担当	道路啓開 <sup>9</sup> に伴う廃棄物対応	道路交通課
		災害廃棄物等の収集運搬の管理、	—
		仮設トイレの設置	災害対策本部
		公共施設の解体対応	建築営繕課
		公費家屋解体対応(窓口業務、り災証明交付業務との連携、解体現場立会)	課税課 建築営繕課
		復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理	—
		処理困難物の処理に関する指導	—

図表 2-1-3 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時期の目安
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災～3日
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

出典：『災害廃棄物対策指針(平成30年 環境省)』一部加筆修正

<sup>9</sup> 災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去の上、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。

### ◆水害時対応

風水害時は、大雨等の予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。また、防災安全課と下水道課と協力して、住民等に対して浸水予防策を講じるよう呼びかけ、水害廃棄物の発生が最小限となるよう努める。

大規模な地震災害での初動期においては、市の災害廃棄物処理担当も含め、人命救助活動や避難所運営を最優先に対応することが想定され、災害廃棄物処理業務が中心的な業務として本格化するのには、発災後数週間程度を経てからになると考えられる。

一方、風水害においては、全壊よりも床上・床下浸水家屋が多く、自宅に留まる住民が多くなると考えられるため、発災直後から災害廃棄物処理対応が業務の中心となることが想定される。

また、大規模な地震災害と比較して被災範囲や廃棄物発生量が限定的であることが多く、1年程度を目安に処理を完了させることが望ましい

## 2. 情報収集・連絡体制

市は、災害廃棄物の処理に当たって、市が収集すべき情報を事前に把握し、関係機関との情報連絡体制を構築する。情報収集に当たっては、通常の連絡手段が使用できない場合を想定し、複数の通信手段（電話、FAX、メール、携帯電話、防災行政無線等）を確保する。

また、市が収集すべき情報は、被災状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理する。

### (1) 災害対策本部から収集する情報

以下に示す情報を災害対策本部から収集し、本市の被災状況の全体像の把握に努める。

図表 2-1-5 災害対策本部から収集する情報

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	・ 避難所名 ・ 各避難所の収容人数	・ 仮設トイレ必要基数把握 (仮設トイレ対策関連)
建物の被災状況の把握	・ 建物の全壊及び半壊棟数 ・ 建物の焼失棟数	・ 災害廃棄物発生量、種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	・ 水道施設の被災状況 ・ 断水の状況と復旧の見直し ・ 下水処理施設の被災状況 ・ 主要な道路等の被災状況と復旧の見直し	・ し尿発生量等の把握 ・ 仮設トイレし尿の下水処理施設での処理の可能性の検討 ・ 収集運搬ルート確保
住宅解体状況	・ 解体撤去申請の受付状況	・ 災害廃棄物発生量等の把握

の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体業者への発注・解体作業の進捗状況</li> <li>・解体業者への支払業務の進捗状況</li> </ul>	・仮置場の設置・運営体制
-----	---	--------------

## (2) 各処理施設から収集する情報

本市の可燃ごみの焼却処理を担う多摩川衛生組合と本市から発生するごみの最終処分場である東京たま広域資源循環組合との連絡手段を確保し、以下の情報について共有に努める。

図表 2-1-6 各処理施設から収集する情報

情報収集項目	目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設の被災状況、処理能力</li> <li>・災害廃棄物の処理体制</li> <li>・施設周辺の交通状況</li> </ul>	・処理体制、支援・受援体制の構築

## (3) 国・都と共有する情報

都との連絡手段を確保し、対策本部から収集した情報、被災地域からの情報、ごみ処理の進捗状況など、以下に示す情報を定期的に国・都に報告するものとする。

図表 2-1-7 国・都への報告事項

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物（全体） 適正処理が困難な廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理量・進捗状況</li> <li>・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	国・都への被災状況等の報告
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況</li> <li>・復旧見通し</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	処理体制、支援・受援体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の位置と規模</li> <li>・必要資材の調達状況</li> </ul>	

## (4) 他市町村等から収集する情報

東京都市町村清掃協議会において、他市町村との連絡手段を確保し、以下に示す情報の共有に努める。

図表 2-1-8 他市町村等から収集する情報

項目	内容
オープンスペース	仮置場候補地、広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地
	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ、変化するため、オープンスペースとして情報を共有することで、様々な状況に対応で

		きるものとする。なお、オープンスペースの情報収集にあたっては、周辺の学校、病院等の保全施設の情報も併せて収集する必要がある。
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却処理施設</li> <li>・し尿処理施設</li> <li>・最終処分場</li> </ul>	災害廃棄物の処理のために有効と思われる施設などは、施設の被災状況、アクセス方法など様々な条件により選定されるものである。そのため、施設の基本情報を共有することで、様々な状況に対応できるものとする。
資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬車両</li> <li>・重機</li> <li>・災害用トイレ</li> </ul>	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材としては、収集運搬車両、重機、仮設トイレなどがあげられる。また、これらの資機材は、先の仮置場（オープンスペース）と併せ災害廃棄物処理の初期体制を決定付ける要因ともなる。そのため、資機材の情報を共有することで、様々な状況に応じた体制整備に対応できるものとする。
その他		災害廃棄物処理体制構築について検討する際の情報として、上記以外に必要となる広域情報項目は、避難所、緊急輸送道路等が挙げられる。

#### (5) 関係団体から収集する情報

災害対策に関する応援協定を締結している関係団体と連絡を取り、応援協定内容に応じた情報を収集し、今後の対応について調整を行う。

### 3. 協力・支援（受援）体制

被災地域で発生する災害廃棄物処理（し尿含む）は、原則として平時と同様に本市並びに多摩川衛生組合と連携して行うことになるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては同様の体制では対応できないことも想定されるため、協力・支援（受援）体制を整備するものとする。

総務班は、資源管理班、処理班、受援班から支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、応援を要請する。他区市町村、民間事業者、災害ボランティア等からの支援の申出については、支援要請内容との調整を行う。

#### (1) 自衛隊、警察、消防等との連携

災害廃棄物処理における自衛隊、警察、消防等との連携事項は以下のとおりである。発災初期は人命救助を最優先とすることから、その活動を第一としたうえで被災状況に応じて可能な範囲で自衛隊、警察、消防等に協力を依頼する。なお、情報の一元化の観点から、特に発災初期は災害対策本部を通して、自衛隊、警察、消防等と連携し、

災害対応の枠組みの中で対応を図る。

図表 2-1-9 自衛隊、警察、消防との連携事項

主体	連携事項
自衛隊	・道路啓開時の災害廃棄物の除去
警察	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・ごみ収集車両の通行許可
消防	・道路啓開時の災害廃棄物の除去 ・仮置場での火災防止活動

## (2) 他自治体との連携

災害規模や被害状況等に応じて、災害廃棄物等の処理について、多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合、東京都市町村清掃協議会、三多摩清掃施設協議会等の構成自治体と相互に連携協力を行う。そのため、事前に相互協力体制の構築を図る。

なお、多摩川衛生組合の構成市である稲城市、狛江市、府中市とは、平時より災害廃棄物に関する協議を進め、連携体制を構築する。また、近隣市とは、二次仮置場の共同設置や災害廃棄物に含まれる資源物及び処理困難物の共同処理等の連携が想定される事項について、平時より協議を進める。

図表 2-1-10 多摩地域における連携

協定の名称	協定事項	団体
多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定	多摩地域において相互支援協力の必要な事態が発生した場合の広域処理の円滑な実施及び多摩地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会、その構成団体
多摩川衛生組合と構成市における一般廃棄物処理に係る協定	組合及び構成市の一般廃棄物処理における相互支援を図るとともに、災害発生時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図る。	多摩川衛生組合及び構成市

## (3) 東京都

災害廃棄物等の処理について、本市では対処できない事態等については、東京都の支援を要請する。また、都外の自治体の支援が必要な場合には都を通じて支援を要請する。

## (4) 民間事業者

災害規模や被害状況等に応じて、建設業、解体工事業、一般廃棄物処理業、産業廃

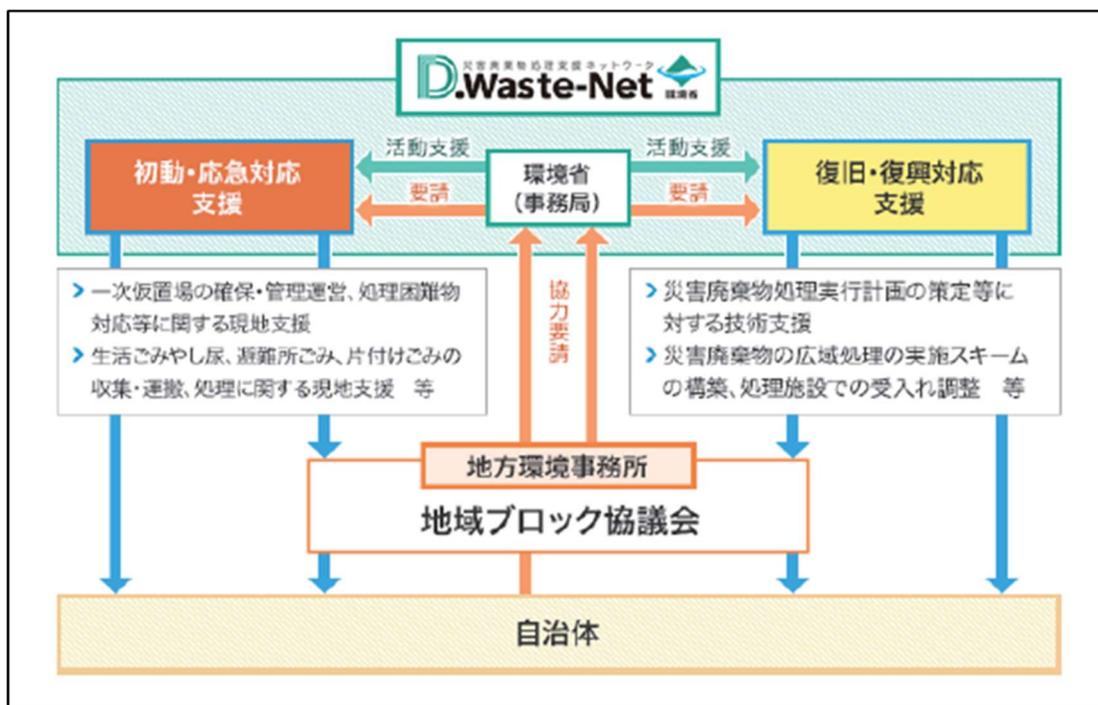
棄物処理業等の関係団体や民間事業者の支援を要請する。そのため、事前に協定を締結するなど支援体制の構築を図り、その内容について整理・リスト化する。

また、民間事業者等との連携体制の構築においては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）の活用を図る。

図表 2-1-11 締結済みの協定一覧

協定先	要請内容
一般社団法人東京都トラック協会 多摩支部	緊急支援物資等の輸送
株式会社小池商店府中営業所	緊急支援物資等の輸送
東京都下水道局流域下水道本部	し尿の受入れ
高杉商事(株)	ごみ、し尿及びびがれきの収集、運搬
有限会社丸喜商店	ごみ及びびがれきの収集、運搬
(株)レンタルのニッケン国立営業所	応急トイレ対策
全国建設労働組合総連合東京土建 一般労働組合府中国立支部	倒壊建物等からの救助救出活動、施設 の修繕等
国立市建設業協会	道路等における障害物除去、施設の 応急復旧、緊急輸送の実施

図表 2-1-12 D.Waste-Netによる支援体制



## (5) 災害ボランティア

発災後の混乱の中、復旧作業を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たす。

災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品等の整理・清掃等の災害廃棄物処理に係る活動でニーズに則したボランティア支援が期待される。そのため、国立市社会福祉協議会や東京都災害ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、ボランティアの受入れ体制を強化する。

また、排出される災害廃棄物の分別が十分図られているかが、災害廃棄物の円滑な処理に関わってくるため、市として分別の徹底を図るために必要な情報を的確に伝達する。

## (6) 受援、支援の仕組み

本計画では、本市が被災した場合のみならず、被災自治体を支援する立場となることも想定し、円滑な受援及び支援のための仕組みを構築する。

### ① 受援の仕組み

	具体的な取組内容等
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域連携体制の構築、検証等</li> <li>② 本計画の実効性の検証</li> <li>③ 迅速かつ的確な支援要請のため、支援要請用様式の整備</li> <li>④ 受援時の進捗管理等のため、受援スケジュール表の整備</li> <li>⑤ 受援時のエリア分割等のため、災害廃棄物処理マップの整備</li> </ul>
発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域連携の枠組み等による早期支援要請</li> <li>② 受援スケジュール表、処理マップを利用した応援自治体との調整、進捗管理（※応援自治体の人員・機材や受援エリアの分割等を円滑に行う。）</li> <li>③ 受援エリアごとのマニュアル作成、提供など（※被災により応援自治体との調整を行えない場合は、上記作成資料を支援自治体に提供し、支援調整についても協力を要請する。）</li> </ul>

### ② 支援の仕組み

	具体的な取組内容等
平時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広域連携体制の構築、検証等</li> <li>② 支援メニューのパッケージ化</li> </ul>

	<p>災害廃棄物処理に関わる支援業務として、本市が行える業務内容を可能な限り定型化し、発災時には被災地に早急に提案できるよう整理しておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【業務内容の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的支援：人員〇人、期間〇ヶ月</li> <li>・ 廃棄物受入れ：可燃物 日量〇トンまで受入可能 など (※多摩川衛生組合及び構成市と協議)</li> <li>・ 物的支援：簡易トイレ〇〇個 など</li> </ul> <p>※支援内容は、発災時における本市の実情に合わせた調整が必要である。</p> </div> <p>③ 災害派遣の経験者等のリスト化</p> <p>④ 支援受援要請用様式（図表2-1-13）の作成 など</p>
発災時	<p>① 支援に必要な情報収集</p> <p>② 平時に想定した支援メニューの精査及び被災地への早期提案</p> <p>③ 被災地の要望等に応じた支援対応 など</p>

図表2-1-13 災害廃棄物処理支援受援要請様式（例）

災害廃棄物処理支援・受援要請用様式		通信日		処理欄
		→	←	
		被災自治体(受援側)		応援自治体(支援側)
自治体名				
所管課(担当者名)				
電話番号				
ファックス番号				
メールアドレス				
		下記支援をお願いします。	マッチング	下記支援が可能です。
(1)	いつ(時期)			
(2)	何を	① 人的支援 (収集運搬・運営等)		
		② 物的支援 (簡易トイレ〇個等)		
		③ 広域処理 (種類 日量〇t等)		
		④ 災害廃棄物推計量 (〇ト)		
(3)	備考 (その他伝達事項)			

## 第2節 市民への啓発・広報

### 1. 市民への啓発

大規模災害時は交通渋滞等による道路状況の悪化により、膨大な廃棄物が排出されると収集が困難となることが想定されるため、市民や事業者の理解と協力が不可欠となる。

また、家屋等の片付けや地区集積所及び一次仮置場へのごみ出しにあたり、高齢者等の災害に際して迅速な対応がとることが困難な市民については、地域、自主防災組織、ボランティア等による連携が重要となる。

災害廃棄物等の処理に当たっては、このように個人・地域・行政による自助・共助・公助が一体となって取組を推進する必要がある。

そこで、下記の取組を実施する。

#### ① 出前講座「わくわく塾くにたち」等の活用

これまでも、出前講座「わくわく塾くにたち」やミニ出前講座でごみの分別の徹底やごみ減量の啓発を行ってきたが、災害廃棄物等の処理についても新たに講座に加えて、本計画の内容等について市民に情報提供等を行う。

また、災害時における地区集積所の設置や要配慮者<sup>10</sup>への情報伝達等においては、各地区における地域コミュニティ力の向上が求められるため、地区単位での講座等の開催を検討する。

#### ② 市民ワークショップの開催

災害廃棄物等の処理においては、市民目線であればこそ見えてくる疑問や課題があると考えられる。災害が発生する前である平時及び災害発生時において各個人ができること等をワークショップ形式で意見交換してもらうことによって、参加者はもちろん行政の気づきにつながり、本計画がより実行性の高いものになっていくため、市民ワークショップを開催する。

### 2. 市民への広報

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、市民の災害時の廃棄物の出し方についての周知が重要となる。特に仮置場等の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等については、周知すべき情報を早期にわかりやすく提供する。

情報伝達手段としては、掲示板への貼り出し、ホームページ、マスコミ報道、広報車、防災行政無線、回覧板、自治会や避難所等での説明会、SNS等を活用する。

図表 2-2-1 対応時期ごとの情報発信方法と発信内容

対応時期	発信方法	発信内容	詳細
災害初動期 (発災～ 3日程度)	・庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼り出し ・ホームページ ・くにたちメール	・有害・危険物取扱い	排出方法について
		・ごみ収集	場所、分別方法、収集期間・日時
		・し尿収集	し尿収集を実施する被災家屋や避難所の場所、収集の頻度

<sup>10</sup> 発災前の備え、災害時の避難行動、避難後の生活等の各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、しょうがい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定。

	・マスコミ報道(基本、災害対策本部を通じた記者会見)	・問い合わせ先	自治体窓口の紹介 電話番号、ホームページ情報等
災害応急対応期前半 (3日～1か月程度)	・広報車 ・防災行政無線 ・回覧板 ・自治会や避難所等での説明会 ・SNS	・被災自動車等の確認	所有者確認、場所、期間手続き等具体的な情報
		・地区集積所設置状況	場所、分別方法、収集期間
		・被災家屋の取扱い	対象物、場所、期間手続き等具体的な情報
災害応急対応期後半～復旧・復興期 (1か月～3年程度)	・災害初動時及び応急対応期前半に用いた発信方法	・仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ごみの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
		・処理実行計画	全体フロー、処理・処分先等の最新情報等
		・災害廃棄物処理の進捗状況	処理の進捗状況、今後の計画

【周知に当たっての留意事項】

- ① 仮置場の位置や搬入できる時間帯等の具体的な指示情報に加え、搬入に際しての事前受付や、り災証明等の提示を求める場合は、その旨を明示する。
- ② 分別区分や搬入時の注意点を整理したチラシ等を作成し、自治会やホームページ等を通じて市民に周知を図るとともに、搬入車両への積み込みや仮置場での荷下ろしの際の分別について協力を求める。なお、チラシは写真やイラストを用いるなど、誰にでもわかりやすいものとする。
- ③ 市が指定した場所以外への排出は行わないことや、災害に起因しない廃棄物は受け入れないことを明示する。
- ④ 福祉部局や社会福祉協議会、自治会等と協力して、要配慮者に配慮した対応をする。
- ⑤ 災害時の被災していない世帯における生活ごみ等の排出方法
- ⑥ 災害時の被災世帯における生活ごみ等の排出方法
- ⑦ 避難所における避難所ごみの排出方法
- ⑧ 災害時のし尿処理方法
- ⑨ 一部損壊家屋の片付けごみの排出方法

### 第3節 教育・訓練、継続的な計画の見直し

#### 1. 職員の教育・訓練

本計画の実効性を高めるため、処理計画の記載内容について、平時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるように、以下に例示するような教育訓練を継続的に行っていく。

- ・本計画の読み合わせ（毎年度当初）
- ・組織体制の確認
- ・処理技術の向上を図るための机上訓練
- ・災害時に利用する連絡時手段の訓練 など

また、都等が開催する災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家を交えた教育訓練や研修会に積極的に参加する。

このような教育訓練や研修会に継続的に実施・参加することで本市の人材の育成を図り、発災時に備える。

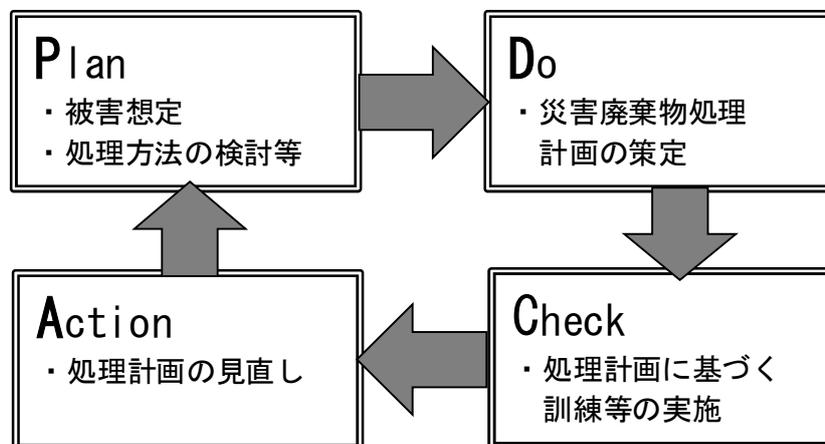
危機に瀕すると・・・普段やっていることしかできない。  
普段やっていることも満足にできない。  
普段やっていないことはできない。

#### 2. 災害廃棄物処理計画の随時見直し

本計画は、災害時において廃棄物の処理を迅速に進めることができるように、平時から災害に備えることを目的に策定しているが、災害への備えは本計画が完成したら終わりではなく、PDCAサイクルによる継続的な改善と見直しを行う必要がある。他の自治体の災害の検証結果や職員の教育・訓練、また市民への啓発を実施していく過程で問題や課題が明確になるため、適宜計画を見直し、実効性の高い計画にしていくことが重要である。

また、本計画において挙げた課題等については、本計画に基づいて協議等を行い、その協議結果についても見直し時に反映していくものとする。

図表 2-3-1 平常時に計画策定と重要な継続的な取組



出典：『災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～（平成28年 環境省）』